

☆☆☆ あなたの声を町政へ ☆☆☆

（無所属）

2・3面に  
一般質問内容を掲載

# 木内としお 通信 第70号



上牧町議会議員  
**木内利雄**

常日頃よりのご支援に感謝、お礼申し上げます。

昨年は紀宮さまと黒田慶樹さんの結婚式など、国民にとって喜ばしいことがありました。一方、女児が被害者となる犯罪が多発、またホテルやマンションなどの耐震強度偽装の発覚など人間社会の荒廃、企業の不祥事が露呈したという1年でもありました。

上牧町においては昨年12月定例議会で杉田町長が財政状況に関して、「過去に類を見ない厳しい状況、平成19年度には財政再建団体に陥る状況、収入役は平成17年度末、助役についても平成18年度末で廃止する」と表明。また財政再建施策として幼稚園・保育所の保育料、体育館等の施設使用料、下水道料金等々の各種公共料金が引き上げとなります。にもかかわらず議会議員の定数削減案は否決、誠に残念な結果となりました。

【4面参照】

あなたのご意見、ご要望をお聴かせ下さい

**木内利雄** (きうち・としお)

〒639-0216 奈良県・上牧町松里園2-5-11  
TEL 0745-78-7612 · FAX 0745-79-2241

E-mail : [since96@k-toshio.com](mailto:since96@k-toshio.com)  
<http://www.k-toshio.com> (ホームページ)



※本通信のバックナンバー(旧号)もHPに掲載しています。

**公約実現に全力投球**



# 木内としお議員の 一般質問 (要旨)



## 質問事項

1. 財政について① 2005年度の財政状況、見込みについて  
② 2006年度からの見通し、健全化について
2. 上牧町庁舎の管理について

**極めて厳しい財政状況**

**起債制限比率**

06年(平成18年)単年度で **20.7%**

**正確な数字の公表を求める。**

木内 上牧町の財政状況は極めて厳しい状況下にあると認識する。そこで、最初に2005年度の一般会計における財政状況、決算見込みについて答弁を求める。

部長 累積赤字額については、おおむね6億円になると見ている。(赤字額: 2004年度=約2億4000万円、2005年度=約3億6000万円)

木内 2006年度の単年度実質収支額についてはどのような見通しを持っているのか。

部長 1億3200万円の赤字になると見込んでいる。

木内 05年度の赤字額が約3億6000万円。それに対して06年度の赤字額が1億3200万円という答弁であるが、納得できない。このような財政状況に至っている。議会へは正直に正確な数字を公表すべきである。もう一度伺う、06年度の赤字額が1億3200万円で収まるというのであれば、その根拠を示していただきたい。

助役 はっきり(正直に)言って、それ(赤字は1億3200万円)以上になると考える。

木内 06年単年度の起債制限比率は。

部長 20.7%になる。

木内 年度別の起債制限比率は。

部長 次のとおりである。

年度別・起債制限比率の推移 3ヶ年平均

| 年 度      | 2006   | 2007   | 2008   | 2009   |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 起債制限比率 % | 19.361 | 21.282 | 22.899 | 24.115 |

### 【ことば】起債制限比率

重要な財政指標のひとつであり、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合を、過去3年間の平均値で表す。発行する地方債によっては、返済額の一定割合が地方交付税に算入されるものもあります。起債制限比率では、この地方交付税による充当分を差し引いて後で国が負担する分は、その自治体の借金とはカウントしません。公債費負担比率が、公債費そのものの財政に与える影響を図る指標であるのに対し、起債制限比率は、その自治体が本当に負担する借金が与える財政への圧迫度を示す指標です。なお、具体的には15%を超えると危険であり、20%を超えると起債が制限されます。

### 新聞購読料で不公正な対応

### 値引き: 16.7% と 0% なぜ?

木内 次に財政健全化の取り組みについて伺う。06年度(平成18年度)からは保育料、下水道使用料、各種施設使用料などの公共料金が一斉に引き上げとなり、住民の負担増は必至である。そこで町当局は歳出の削

減について全力で取り組んでいるのか一例を挙げ、見解、答弁を求める。

上牧町が購読している新聞の購読料についてである。朝日、毎日、読売、産経、日本経済、奈良の各新聞の支払方法（値引き状況）はどのようにになっているのか。

**部長** 1年間（12ヶ月）分を10ヶ月分で支払っている。（=1年間で2ヶ月分は無料 = 値引率16.7%）

### 公明、赤旗、聖教新聞は値引き無し

**木内** 一方、公明新聞、しんぶん赤旗、聖教新聞についてはどのようにになっているのか。

**部長** 1年間で12ヶ月分を支払っている。（=値引き無し = 値引率0%）

**木内** 財政再建、徹底した歳出の削減と訴えながらまだまだ甘いのではないか、また不公正とは考えないか。

**部長** 公正さの問題もあるので公明新聞、しんぶん赤旗、聖教新聞についても他紙と同様な状況になるように取り組む。



### 【資料】上牧町庁舎管理規則（抜粋）

#### 【物品販売等の禁止】

**第6条** 何人も庁舎において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が、庁舎管理上支障がないと認められるもので、特に庁舎管理者が許可した場合は、この限りでない。

（1）町の事務又は事業と関係のない物品の販売、宣伝、勧誘、その他これらに類する行為

#### 【庁舎使用願】

**第7条** 第5条ただし書又は前条ただし書の規定により、庁舎管理者の許可を受けようとする者は、庁舎使用許可願（第1号様式）を提出しなければならない。

### 庁舎内で商売・ 庁舎管理規則違反

### 東充洋議員（共産）が無許可で「昆布の販売」

**木内** 04年12月に東充洋議員（共産党）が他数人と共に、庁舎3階に昆布の入った大きな段ボールを持ち込み『昆布の販売』を行ったという事実がある。そこでまず、庁舎管理者に伺う、以上のような行為があったということは承知しているか。

**管理者** 承知している。

**木内** 次に、上牧町庁舎管理規則・第7条に明記されている「庁舎使用願」提出の有無については、どうであったのか。

**部長** 「庁舎使用願」は提出されていない。

### 「職務専念義務」の障害となる行為

**木内** 次に、石丸典子議員（共産党）は、本人が所属する日本共産党の機関紙「赤旗」の購読料の集金業務を恒常に庁舎内で行っているという事実がある。

つまり、町職員で「赤旗」を購読している者に対し職員の勤務時間内、執務中に集金業務を行っているものである。職員には『職務専念の義務』がある。一方、議員にはそれらのことを督励するという立場がある。にもかかわらず、議員という立場を利用し、上牧町の事務又は事業と関係のない行為、つまり、赤旗の集金業務を行うことは「職務専念義務の障害」となると考える。

また「赤旗の集金業務」は上牧町庁舎管理規則・第6条第1号に明記されている禁止事項の「その他これらに類する行為」に該当するものと思うが、町当局の見解を伺う。

**助役** 該当するものと解釈している。

**木内** 東議員の「昆布販売」、石丸議員の「集金業務」については庁舎管理規則を無視した行為であり、厳に戒めなければならないものと考えるが。

**部長** 今後は、その様なことが行われないように努める。

## 上牧町議会議員の 報酬の減額（案）は可決 定数の削減（案）は否決

木内議員は2004年12月定例議会一般質問の中で、上牧町の財政状況の厳しさを考慮し、議会議員定数の削減、歳費の減額を提言しました。



その後、議会改革検討委員会で議論を重ねましたが議員間での意見がまとまりず、やむを得ず2005年12月定例議会に2議案を提出。結果、報酬の月2万円減額（案）は可決されましたが、定数の2人削減（案）は賛成7、反対8で否決となりました。

### 『議会議員の定数16人を14人に改める』 条例（案）に対する議員の態度

| 賛成した議員        | 反対した議員  |
|---------------|---------|
| ① 富木つや子       | ① 石丸典子  |
| ② 楠原良恵        | ② 脇屋豊雄  |
| ③ 堀内英樹        | ③ 康村昌史  |
| ④ 服部公英        | ④ 武田千加代 |
| ⑤ 今中伸行        | ⑤ 池田一志  |
| <b>⑥ 木内利雄</b> | ⑥ 芳倉利次  |
| ⑦ 辰巳親男        | ⑦ 吉川米義  |
|               | ⑧ 東充洋   |

備、上記氏名は議席順で掲載、敬称は省略。

### 1千万円の歳出削減が出来たのに。

**議員** 定数の「2人削減議案」が可決していれば、年間約1千万円の歳出削減となっていました。4月から保育料をはじめ公共料金が軒並み引き上げとなり、住民には大きな負担増となります。

**住民** に負担増を納得してもらうには負担増を決める側、そして政治にたずさわる者が率先して範を示すべきであると考えます。  
※皆さまのご意見をお聴かせ下さい。

#### 【報酬について】

※報酬／月額・2006年1月から実施。（円）

|     | 改正前     | 改正後     |
|-----|---------|---------|
| 議員  | 280,000 | 260,000 |
| 副議長 | 300,000 | 280,000 |
| 議長  | 370,000 | 320,000 |

#### ----- 財政再建について -----

あなたは「理解」をしてくれますか。

広報かんまき・06年1月号に「町の台所事情・財政健全化に向けた取り組み」と題した特集が掲載されています▼聞き慣れない行政用語で少し難解なところがあるかも分かりませんが、是非ともお読みいただきたいと思います▼その中で「赤字再建団体の例」とし、福岡県A町（赤池町）の事例を紹介。赤池町が取り組んだ主な内容を列記、その内に『議員定数の削減（18人→16人）』が明記されています▼また、同特集の末尾には「町民の皆さんには、ご負担をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。」と記載▼負担増に対して住民皆さんに理解、協力を強いることになるのに、議会が議員定数の削減議案を否決して、理解、協力が得られるのでしょうか▼あなたは、ご理解、ご協力をしてくれますか。（し）